

司法書士会からお知らせ

H28年6月版②

発行：東京司法書士会

～避難されている皆様へ、東京司法書士会から相談会などの情報をお届けします～

＜相続マメ知識⑦＞ 「遺言書」の種類

遺言書の方式には、いくつかの種類があります。一般的な方式である普通方式遺言には、①自筆証書遺言、②公正証書遺言、③秘密証書遺言、の3種類があります。このうち、①と②が多く使われています。ここでは、①と②を比較してみます。

種類	作成方法	証人	検認	メリット	デメリット
自筆証書遺言	遺言者が遺言の全文、日付、氏名を自書し、押印する	証人の立会いは不要	死後、家庭裁判所で検認という手続きが必要	・簡単にできる ・費用が安価 ・遺言の存在、内容を秘密にできる	・方式不備で無効のおそれ ・紛失のおそれ ・検認が必要
公正証書遺言	遺言者の口述を公証人が筆記して作成	証人2人以上の立会い必要	検認は不要	・方式不備で無効のおそれがない ・公証役場に保管される ・検認が不要	・費用がかかる ・証人などから遺言の存在、内容が漏れる可能性

※ 相続手続きについて、分からない事がありましたら、お気軽に、下記の相談窓口をご利用ください。

面談による相談（予約制）

●東京司法書士会総合相談センター（四谷・金曜午後5時～8時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3（JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分）

●三多摩総合相談センター（立川）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル202-A

（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）

電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。